

○金融庁告示第二十三号

エイアイユー・インシュアランス・カンパニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項第一号の規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月一日

金融庁長官 畑中龍太郎